

サステナブル通信 第30号

三菱UFJ信託銀行

法人コンサルティング部

ESGビジネス推進室

JSS 日本シェアホルダーサービス株式会社

ESG/責任投資リサーチセンター

今回のテーマは

『欧州の規制・情報開示の動向について』

欧州委員会は2018年3月、「持続可能な成長への資金提供に関する行動計画」として、3つの分野にわけて10のアクションを発表しました。アクションの1番目には「持続可能な活動におけるEU分類システム(タクソミー)の確立」を掲げ、2020年6月には、着実に持続可能な経済活動に投資を行うための独自基準として「タクソミー」を策定しました。「タクソミー」は2019年に欧州委員会が発表した2050年カーボンニュートラルと経済成長を目指す成長戦略「欧州グリーンディール」の目標を達成する施策の1つとなっ

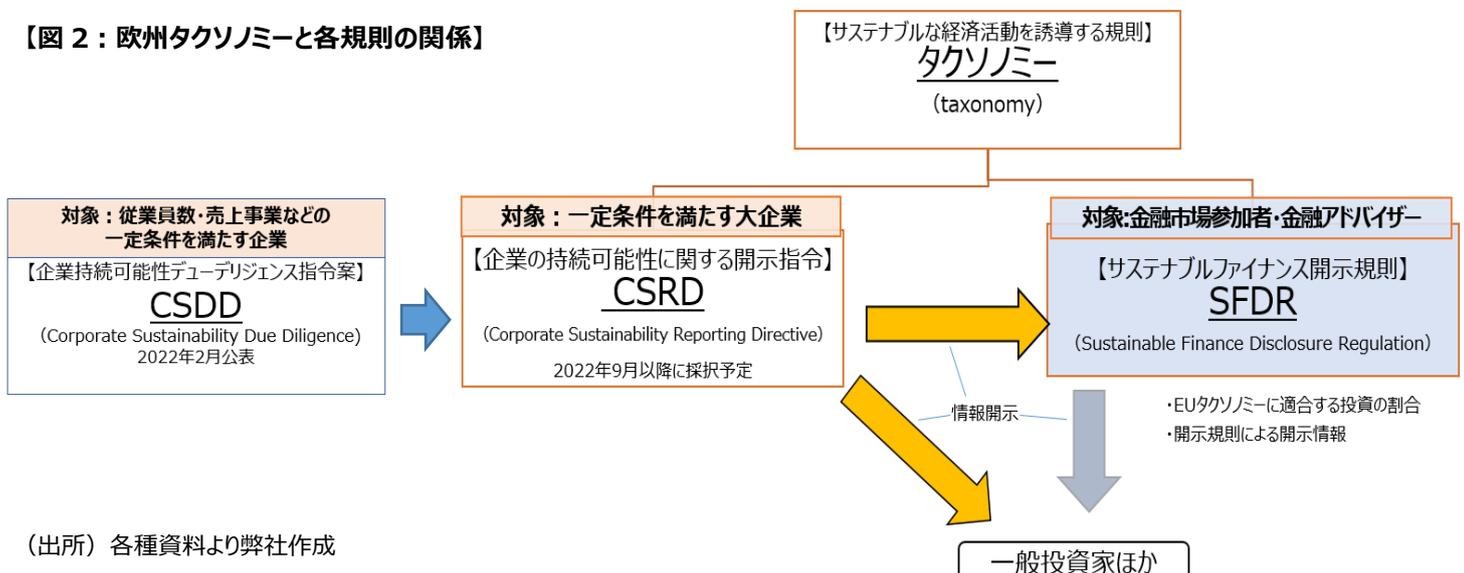
【図1:持続可能な成長への資金提供に関する行動計画】

分野	アクション	規則等
より持続可能な経済に向けた資本の流れの再構築	① 持続可能な活動におけるEU分類システム(タクソミー)の確立	タクソミー規則
	② グリーンファイナンス商品の基準及びレベルの策定	
	③ 持続可能なプロジェクトへの投資促進	
	④ 投資アドバイスへの持続可能性の組み込み	
	⑤ サステナビリティ・ベンチマークの開発	
リスクマネジメントにおけるサステナビリティの本流化	⑥ 格付及び調査におけるサステナビリティの統合	SFDR
	⑦ 機関投資家及びアセットマネジャーの義務の明確化	
	⑧ 健全性要求におけるサステナビリティ	
透明性と長期志向の促進	⑨ 持続可能な開示と会計基準の策定	CSRD
	⑩ 持続可能なコーポレートガバナンス強化と長期志向の促進	CSDD

(出所) 各種資料より弊社作成

ており、併せて「持続可能性のリスク等を反映させる情報開示規則(SFDR)」「企業のサステナビリティ報告に関する指令(CSRD)」、および「人権や環境への悪影響を予防・是正する義務を課す指令(CSDD)」の策定に向けて取り組んでいます。今回のサステナブル通信では、欧州全体で進められてきている持続可能性の取り組みの中で、企業の開示に影響がある「タクソミー」「CSRD」「CSDD」についてまとめます(図1・図2参照)

【図2: 欧州タクソミーと各規則の関係】



1. タクソミー規則の策定

タクソミーとは、「環境面でサステナブルな経済活動（＝環境に良い活動とは何か）」を示す分類であり、グリーンウォッシュ（環境に良い商品と見せかけることで、消費者等に誤解を与えること）の防止などが目的とされています。企業や投資家に対しては、タクソミーに準拠ならびに非準拠の経済活動の割合や投資額等の開示を求めています。それにともない持続可能な経済活動への意識が高まり、環境に良い活動に舵を切りやすくなる効果と、環境に良い活動への資金誘導が期待されています。タクソミーの効力は欧州諸国にとって非常に強いものであり、自国基準よりも優先されるべきものとして位置づけられている状況です。（図3参照）

【図3：タクソミー6つの目的と4つの基準】

環境目的	気候変動の緩和
	気候変動への適応
	水と海洋資源の持続可能な利用と保全
	サーキュラーエコノミーへの移行
	環境汚染の防止と抑制
	生物多様性と生態系の保全と回復
基準	1つ以上の環境目的に貢献する
	他の環境目的を阻害しないこと（環境に悪影響をもたらさない）
	最低限のセーフガード（労働者の人権保護等を含む）を遵守する
	EUのサステナブルファイナンスに関する「技術的スクリーニング基準」を遵守する

（出所）各種資料より弊社作成

2. CSRD(企業の持続可能性に関する開示指令)の策定

EUでは、2014年に非財務情報の報告に関する指令（NFRD）が採択され、2017年から適用されたものの、NFRDに基づく情報開示は「情報の信頼性・比較可能性が不十分」「利用者のニーズを満たしていない」といった課題が浮き彫りとなりました。こうした課題解消のために、投資家が投資意思決定に必要なサステナビリティのリスクや機会に関する情報を確実に入手でき、かつ、あらゆるステークホルダーにとって有益な情報を提供することで、企業が説明責任を果たすことができるようにNFRDの改正を検討することとなりました。NFRDの更新・強化のため2021年4月、欧州委員会は、Corporate Sustainability Reporting Directive（CSRD）案を公表しました。CSRDは、2023年1月以降に開始する会計年度より適用開始予定です。改定の背景には、投資家によるサステナビリティ情報のニーズの高まりや、開示要件が曖昧で多くの任意の開示フレームワークが存在する中、ステークホルダーからの追加の開示要請に不必要なコスト発生が挙げられます。改定により企業のサステナビリティに関する十分な情報が開示され、さらには、開示情報が、信頼性・比較可能性が高く、かつ、電子フォーマットにより利用者が容易に情報入手できるようになる想定です。（図4・図5参照）

【図4：NFRDからCSRDへの主な変更内容】

EUに子会社を有する
日本企業も対象に！

主な変更内容

- 適用対象を拡大：すべての大企業（概ね250人超の企業）および上場企業（上場零細企業を除く）
- サステナビリティ情報の保証を義務化
- 詳細な開示内容を定めるEUサステナビリティ開示基準（2022年半ばに基準案を公表）に準拠した開示を義務化
- アニュアルレポートの中のマネジメントレポートでの開示を義務化
- デジタル形式での開示とする

（出所）環境省 EUにおけるサステナビリティ開示関連規則の策定の動き

【図 5 : CSRD 基本情報】

適用	2023年見込み（2024年より開示スタート）
目的	報告企業が様々なステークホルダー（環境を含む）に与える重要なサステナビリティインパクト、及び報告企業自身の価値創造のために重要なサステナビリティのリスクと機会について、比較可能で信頼性の高い情報を提供
対象	<p>約49,000社</p> <ul style="list-style-type: none"> -EU域内で2年連続€1.5億の売上高、かつ、EU域内に一定条件※に合致する子会社または支店あり -EU圏外でも基準に該当する場合、当規則に従う <p>※ 以下要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 従業員250名以上/売上高€4000万以上/総資産€2000以上のうち2つに該当 ② EU域内の証券市場に上場 ③ ①・②に該当する子会社を持たない支店売上€4000万超
開示要求	<p>マネジメントレポートでのサステナビリティに関する以下の情報開示を義務化</p> <p>【主な開示項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスモデル（リスク/機会を含む）、戦略、目標設定/進捗、経営層を含む社内体制、方針、デューデリジェンスプロセス、リスクとその対応策、非財務KPI ・知的資本、人的資本、社会関係資本等の無形資産、開示に至るプロセス ・サステナビリティ開示規則及びタクソノミーにそった報告 <p>【報告すべき分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ESG <p>【開示基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務情報とともに、1つの電子フォーマットで提出。年1回、連結ベース
認証	当初は限定的保証（法廷監査人・監査法人）から開始、適用開始から3年以内により厳格な要件へ検討

（出所）各種資料より弊社作成

3.CSDD(企業持続可能性デューデリジェンス指令案)法制化に向けて

EU では、人権の尊重や気候変動を含む環境問題を最優先の政策課題のひとつとして、企業による人権の尊重に関しては、2011年に国連「ビジネスと人権に関する指導原則」において、企業による人権デューデリジェンスの履行が推奨されて以降、各企業による人権デューデリジェンスへの取り組みが強化されてきました。しかしながら、EU 各国の対応にばらつきがあり、同条件での取り組み、義務の明確化、予見可能性の観点から、EU レベルの規制を求める声が上がっていました。また、環境に関しては、冒頭で言及した「欧州グリーンディール」やSDGsが掲げる目標達成のためにも、セクターを超えた企業の協力が不可欠とされていました。こうした背景から欧州委員会は2022年2月、特定の企業に対して企業活動におけるデューデリジェンスの義務化を図ることで、企業の持続可能で責任ある行動を促進し、人権の尊重や環境問題に配慮した企業の事業活動及びコーポレートガバナンスを推進することを目指した「コーポレートサステナビリティ・デューデリジェンス指令案」を発表しました。同指令案では、取締役が企業の事業を遂行していくにあたり、人権、気候変動又は環境に及ぼす影響を含むサステナビリティ課題についても考慮に入れることを求めるとしています。また、取締役は適切なデューデリジェンスの履行を監督する義務を負うとともに、取締役会に報告する義務を負うとし、デューデリジェンスの結果判明した実在する又は潜在的な負の影響を考慮した企業戦略の立案を促す制度設計をすべきとしています。**適用対象には一定規模の非EU企業も含まれているため、同指令案が成立すれば日系企業のビジネスにも大きな影響が生じる見込みです。**

今後、EU理事会（閣僚理事会）と欧州議会で審議され、採択された場合は加盟国による2年間の移行期間を経て適用が開始されます。（後出、図6の高リスクセクターは適用開始後さらに2年間の猶予期間を経てからの適用）

【図 6 : CSDD 基本情報】

目的	バリューチェーンにおける人権・環境に関するデューデリジェンスの義務化を図ることで、サステナブルで責任ある行動を促し、人権の尊重や環境問題に配慮した事業活動及びコーポレートガバナンスを推進。
対象	<p>EU企業</p> <p>①全世界で従業員500名以上、売上高€1.5億超の企業 ②従業員数250名以上、売上高が€4,000万ユーロ超であり、かつ、当該売上高の50%以上が以下の「ハイリスク産業」に該当する企業</p> <p>EUで事業活動を行う非EU企業</p> <p>① EU域内で2年連続、売上高が€1.5億超の企業 ② 最終事業年度の前の事業年度のEU域内の売上高が€4,000万ユーロ超であり、かつ、全世界売上高の50%以上が以下の「ハイリスク産業」に該当する企業</p> <p>「ハイリスク産業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繊維、皮及び関連製品(履物を含む)の製造業、繊維・衣服及び履物の卸売業 ・農林水産業(養殖業を含む)、食品製造業、農業用原材料・動物・木材・食品・飲料の卸売業 ・採掘場所を問わず、鉱物資源の採掘業(原油、天然ガス、石炭、亜炭、金属及び金属鉱石、その他すべての非金属鉱物及び採石製品を含む)、基礎金属製造業、その他の非金属鉱物製品及び加工金属製品(機械及び装置を除く)の製造業、鉱物資源・基礎及び中間鉱物製品(金属及び金属鉱石、建設資材、燃料、化学品及びその他の中間製品を含む)の卸売業
要求内容	<p>サステナビリティに関わるデューデリジェンス義務を遵守するために、企業には以下の対応が求められます。</p> <p>①企業方針にデューデリジェンス方針を取り込み ②実際の、あるいは潜在的な人権・環境への悪影響を特定 ③潜在的な悪影響に関しては、予防行動計画を策定・実施。実際に悪影響が発生した場合には、取引先との契約関係の停止などの措置を講じる ④被害者や市民団体に開かれた苦情申立制度を設置 ⑤自社、子会社、取引先の企業活動と上記の対応策の評価を少なくとも1年ごとに実施 ⑥デューデリジェンスの内容を公表</p>

(出所) 各種資料より弊社作成

4. まとめ (日本企業への影響)

サステナブルに関する欧州の規制は、欧州グリーンディールに基づき環境のみならず経済・社会を含む幅広い目的の達成を目指すためのものです。企業に対しては、投資家だけでなく幅広いステークホルダーに ESG 全般の情報を提供することを要請しています。CSRD の適用が開始されると、欧州に拠点がある企業はもちろんのこと、拠点が無い企業についてもインベストメントチェーンによって投資家や、もしくはサプライチェーンによって取引先から対応を求められる等の影響を受けることが想定されます。さらに、現在、CSRD のほかに「ESG のトピック」や「セクター」毎の詳細なサステナビリティ報告基準の検討も進んでおり*、欧州市場での市場競争力や企業価値評価の観点で大きな影響があることが予測されます。また国際的には、現在 IFRS (国際会計基準) 財団が国際サステナビリティ基準の策定を進めており、日本も SSBJ(サステナビリティ基準委員会)を設立し、その策定に意見を発信しています。この2つの開示基準については、引き続き動向に注目し自社の具体的な影響と対応を予測することが重要と考えます。

*ESRS:European Sustainability Reporting Standards

以上

本資料に関するお問い合わせ先
 三菱UFJ信託銀行 法人コンサルティング部
 ESGビジネス推進室
 03-6747-0305 (受付時間: 9:00~17:00 (土日・祝日除く))

- ✓ 本資料は信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。ここに示したすべての内容は、当社の現時点での判断を示しているに過ぎません。
- ✓ また、本資料に関連して生じた一切の損害については、当社は責任を負いません。その他専門的知識に係る問題については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。
- ✓ 記載した内容については、今後の法改正等により変わる可能性があります。
- ✓ 本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用又は複製することを禁じます。